

第 5 7 号議案

東京都台東区基本構想策定審議会条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、基本構想策定審議会を廃止するため提出します。

東京都台東区基本構想策定審議会条例を廃止する条例

東京都台東区基本構想策定審議会条例（平成29年6月台東区条例第21号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | |
|----|-----------------|---|--------------|
| 区長 | 「はばたきプラン21」推進会議 | 日額 会長 18,000円 学識委員 16,000円 委員 8,000円 | 6級の職務にある者相当額 |
| 区長 | 東京都台東区基本構想策定審議会 | 日額 会長 18,000円 学識委員 16,000円 委員 8,000円 | 6級の職務にある者相当額 |

」

を

「

| | | | |
|----|-----------------|---|--------------|
| 区長 | 「はばたきプラン21」推進会議 | 日額 会長 18,000円 学識委員 16,000円 委員 8,000円 | 6級の職務にある者相当額 |
|----|-----------------|---|--------------|

」

に改める。